2　在留カード及び特別永住者証明書の交付に係る手数料の納付に関する経過措置を定める。（附則第二条第一項及び第三条関係）

3　特定在留カードの交付に係る手数料の納付に関する経過措置を定める。（附則第二条第二項関係）

4　地方自治法施行令について所要の規定を整備する。（附則第四条関係）

◇海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定（条約第十三号）（外務省）

この協定は、公海及び深海底における海洋遺伝資源等の利用及びその利益配分、区域に基づく管理手段の設定、環境影響評価の実施、能力の開発及び海洋技術の移転等について定めたものであり、その概要は、次のとおりである。

1　第一部　一般規定

⑴　この協定は、公海等における海洋の生物の多様性（ＢＢＮＪ）の保全及び持続可能な利用を確保することを目的とする。（第二条関係）

⑵　この協定は、公海等について適用する。（第三条関係）

⑶　この協定は、軍艦、軍用航空機又は軍の支援船については、適用しないこと等について定める。（第四条関係）

⑷　この協定は、国連海洋法条約の範囲内で、かつ、国連海洋法条約に適合するように解釈し、及び適用する。また、この協定は、関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関（以下「関連する文書等」という。）の権限を損なうことなく、また、これらの関連する文書等との整合性及び協調を促進する態様で解釈し、及び適用すること等について定める。（第五条関係）

⑸　この協定は、主権、主権的権利又は管轄権に影響を及ぼすものではなく、及びこれらに対する主張を行い、又は否定するための根拠としてはならない。（第六条関係）

⑹　この協定の目的を達成するための指針とする原則及び取組方法（汚染者負担の原則、国連海洋法条約に規定する人類の共同の財産の原則、海洋の科学的調査の自由その他の公海の自由、予防的な取組方法等）を規定している。（第七条関係）

⑺　締約国は、この協定の目的を達成するに当たり、関連する文書等との協力を強化すること等を通じて行うことを含め、公海等における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用のため、この協定に基づいて協力すること等について定める。（第八条関係）

2　第二部　海洋遺伝資源（利益の公正かつ衡平な配分を含む。）

⑴　第二部の規定は、公海等の海洋遺伝資源及び当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報に関する活動から生ずる利益の公正かつ衡平な配分等を目的とする。（第九条関係）

⑵　この協定の規定は、各締約国について協定が効力を生じた後に採取され、及び生成された公海等の海洋遺伝資源等に関する活動について適用する。また、締約国が署名又は批准等の際に書面により除外を設ける場合を除き、この協定が効力を生ずる前に採取され、又は生成された公海等の海洋遺伝資源等の利用についても適用すること等について定める。（第十条関係）

⑶　全ての締約国並びにその管轄の下にある自然人及び法人は、この協定に従って、公海等の海洋遺伝資源等に関する活動を行うことができること等を定める。（第十一条関係）

⑷　締約国は、情報が第二部の規定に従い情報交換の仕組みに通報されるよう、必要な立法上、行政上又は政策上の措置をとること等について定める。（第十二条関係）

⑸　締約国は、適当な場合には、公海等の海洋遺伝資源に関連する伝統的な知識が、当該知識を有する先住民及び地域社会の自由意志による情報に基づく事前の同意又は承認及び関与を得た上でのみ取得されることを確保するため、立法上、行政上又は政策上の措置をとる。（第十三条関係）

⑹　公海等の海洋遺伝資源等に関する活動から生ずる利益は、公正かつ衡平に配分し、並びに公海等における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に貢献するものとすること等について定める。（第十四条関係）

⑺　取得の機会・利益配分委員会は、利益の配分のための指針を作成し、透明性を与え、並びに金銭的及び非金銭的な利益双方の公正かつ衡平な配分を確保するための媒体としての役割を果たすこと等について定める。（第十五条関係）

⑻　公海等の海洋遺伝資源等に関する活動の監視及び透明性については、情報交換の仕組みへの通報及びＢＢＮＪ標準バッチ識別記号の利用を通じ、並びに取得の機会・利益配分委員会による勧告に基づき締約国会議が採択する手続に従って、確保すること等について定める。（第十六条関係）

3　第三部　区域に基づく管理手段等の措置

⑴　第三部の規定は、保護を必要とする区域を保全し、及び持続可能であるように利用すること等を目的とする。（第十七条関係）

⑵　区域に基づく管理手段の設定は、国の管轄の下にあるいかなる区域も含んではならず、及び主権、主権的権利又は管轄権に対する主張を行い、又は否定するための根拠としてはならない。（第十八条関係）

⑶　区域に基づく管理手段の設定に関する提案は、締約国が単独で又は共同して事務局に提出すること等について定める。（第十九条関係）

⑷　事務局は、受領した書面による提案を公に利用可能なものとし、及び科学技術機関に送付すること等について定める。（第二十条関係）

⑸　提案に関する協議は、包摂的で透明性のある、かつ、全ての関連する利害関係者に開かれたものとすること等について定める。（第二十一条関係）

⑹　締約国会議は、最終的な提案及び管理計画案並びに科学技術機関の助言及び勧告に基づき、区域に基づく管理手段の設定及び関連する措置について決定を行うものとし、また、関連する文書等との協力及び協調の上、当該関連する文書等が採択した措置と両立する措置について決定を行うことができること等について定める。（第二十二条関係）

⑺　第三部の規定に基づく決定及び勧告は、原則として、コンセンサス方式によって行うこと等について定める。（第二十三条関係）

⑻　締約国会議は、自然現象又は人為的な災害が公海等における海洋の生物の多様性に深刻又は回復不可能な害をもたらし、又はもたらすおそれがある場合には、その害が増幅しないことを確保するため、必要なときは、公海等に緊急に適用される措置を採択するための決定を行うこと等について定める。（第二十四条関係）

⑼　締約国は、公海等で行われる自国の管轄又は管理の下にある活動が、第三部の規定に従って採択された決定と整合的に行われることを確保すること等について定める。（第二十五条関係）

⑽　締約国は、設定された区域に基づく管理手段及び関連する措置の実施に関し、締約国会議に報告すること等について定める。（第二十六条関係）

4　第四部　環境影響評価

⑴　第四部の規定は、締約国が評価を実施し、及び報告するための手続、基準その他要件を定めることにより、公海等について環境影響評価に関する国連海洋法条約の規定を運用すること等を目的とする。（第二十七条関係）

⑵　締約国は、公海等で実施される自国の管轄又は管理の下にある計画された活動を許可する前に、当該活動が海洋環境に及ぼす潜在的な影響がこの部の規定に従って評価されることを確保すること等について定める。（第二十八条関係）

⑶　締約国は、自国が構成国となっている関連する文書等において、環境影響評価の利用並びに科学技術機関が作成する規格又は指針の採択及び実施を促進すること等を定める。（第二十九条関係）

⑷　計画された活動の海洋環境に及ぼす影響が軽微若しくは一時的な影響を上回るおそれがある場合又は当該活動の影響が不明であるか若しくは十分に理解されていない場合には、当該活動を管轄し、又は管理する締約国は、選別を実施すること等について定める。（第三十条関係）

⑸　締約国が第四部の規定に基づく環境影響評価の実施の過程において確保する手順等について定める。（第三十一条関係）